

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、本校の学校教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な項目を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条 登下校など

- (1) 決められた通学路を通る。
- (2) 安全のため黄帽をかぶる。
- (3) 7時30分から8時20分までに登校し、8時20分には予定している朝の生活が始められるようにする。
- (4) 遅刻・欠席・早退をする場合は、8時20分までに保護者が連絡帳か電話で連絡する。
- (5) 登校したら許可なく校外には出ない。

第3条 髪型、服装など

- (1) 清潔で、学習や運動に適した髪型とする。不自然な髪型（パーマ、そり込み、一部を極端に伸ばしたり切ったりする等）や髪の毛の色を変えることはしない。
- (2) 髪を結ぶときは、飾りのない目立たない色のゴムやピンなどで結ぶ。ミサंगाや髪かざり（カチューシャやシュシュ、リボンなど）はつけない。
- (3) 服装は、学習活動に適し、着脱しやすい服装を原則とする。
- (4) 授業に支障のある冬季の防寒着、マフラーや手袋、ネックウォーマー等は教室内では着用しない。

第4条 持ち物

- (1) 学習に必要なものの以外は、持ち込みを禁止する。
- (2) 携帯電話は、特別な事情がある場合、許可申請を行い、許可する。登校後は、教室に入る前に職員室に預ける。
- (3) 筆箱の中身は鉛筆5本程度、赤青鉛筆、定規、消しゴム、ネームペンとする。（5・6年は赤・青ボールペン、マーカー1本のみ可）、シャープペンシルや華美な文房具は持って来ない。
- (4) 薬（日焼け止め、リップクリーム等）等、特別に必要な場合は保護者から担任へ連絡をする。
- (5) 学習用タブレットの使用については、「タブレット端末活用のルール」に則る。

第5条 その他

- (1) 他の人の身体や心を傷つけるようなことは絶対にしない。（いじめ・暴力など）
- (2) 法律で禁止されていることはしない。
- (3) 学校の物は大切に扱う。壊してしまった場合は、すぐに先生に申し出る。意図的に壊したり、不注意で壊したりした場合は、弁償する。（タブレットも同様とする。）

第3章 校外での生活に関すること

第6条 帰宅時間

- (1) 外出するとき、行き先、帰宅時刻を家族に伝える。
- (2) 児童のみの校区外の外出はしない。
- (3) 午後5時に帰宅する。（11月～2月は、午後4時30分に帰宅する。）ただし、午後5時前（4時30分）でも、状況に応じて暗くなるまでには帰宅する。

第7条 交通安全

- (1) 交通ルールを厳守し、国道を横断する時には、横断歩道・歩道橋を通る。
- (2) 3年生以下は道路で自転車に乗ってはいけない。(4年生は、交通安全教室を受けてからとする。)
- (3) 自転車に乗る時は、できるかぎりヘルメットをかぶる。

第8条 遊び等

- (1) 校区内の海では遊ばない。子供だけでかるが浜に行かない。
- (2) あぶない場所(川, 山, テトラポット, 道路, ふみきりや線路, 工事現場など)で遊ばない。
- (3) あぶない遊び(火遊び, エアガン, レーザーポインター等)はしない。
- (4) 空き家やよその家の敷地(駐車場や庭など)に入らない。
- (5) SNS(LINE, Facebook, X【旧 Twitter】など)でトラブルにまきこまれることや人を傷つけることはしない。
写真や動画の投稿はしない。

第4章 特別な指導に関すること

第9条 問題行動への特別な指導

次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) いじめ, 指導無視, 暴言, その他本校の規則等に違反する行為
- (3) その他, 学校が教育上必要と判断した行為

第10条 特別な指導

特別な指導では、説諭, 反省文を書かせるなど、発達段階に応じた反省指導を行う。

- (1) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認, 反省, 再発防止のための具体的な約束や取組を行う。
- (2) 別室反省指導の場所は校長室または相談室を基本とする。指導期間は1時間から1週間を目安とし、状況に応じて指導期間を決める。
- (3) 学校長が必要と判断した場合は、教育委員会, 警察等の関係機関と連携する。
- (4) その他, 問題行動対応一覧表に準じて、指導を行う。

第5章 その他

第11条 規定の周知

児童に対しては、この規定をふまえて別に作成する「吉浦っ子のきまり」等を用い、指導の徹底を図る。
保護者に対しては、入学説明会, 懇談会などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

第12条 生徒指導規程の見直し

生徒指導規程は、社会環境の変化に柔軟に対応するため、毎年見直しを行う。

〈附則〉

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

◆問題行動対応一覧表

		指導段階	指導内容の方法
指導の段階	一般的な	1 生徒指導規定に対する違反	①事実確認 ②口頭注意 ↓ 必要に応じて ③個別指導 (校長, 教頭, 担任, 学年主任, 生徒指導部) ↓ 必要に応じて ③保護者連携(連絡, 来校要請, 家庭訪問等)
	特別な	2 いじめに関すること	①事実確認 ↓ 状況に応じて ②別室指導(説諭, 反省文等) ③保護者連携(連絡, 来校要請, 家庭訪問等) ④謝罪 ※状況に応じて警察, 関係機関と連携する。
指導の段階		3 法令・法規に違反する行為	①事実確認 ②別室指導(説諭・反省文等) ③保護者来校要請 ④必要に応じて警察と連携
		4 重大な緊急対応 生命の危機にかかわるような犯罪や行為, 学校全体の秩序は脅かされ, 児童生徒が安心して登校できない状況を作る行為	①事実確認(可能なかぎり) ②警察, 関係機関と連携 ③教育委員会と連携